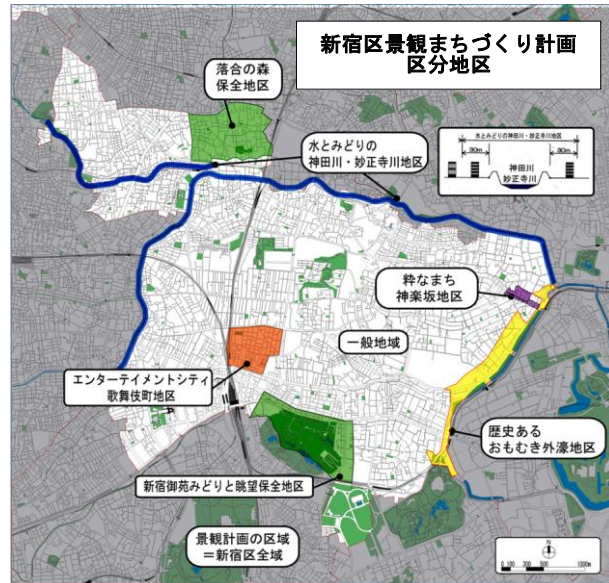


屋外広告物の景観誘導推進について

1. 屋外広告物の制度

新宿区は、東京都屋外広告物条例に基づき屋外広告物の許可制度を運用している。都条例では、良好な景観形成、風致の維持、公衆への危害防止を目的に、屋外広告物の掲出・表示について禁止区域・許可区域等を設け、それぞれ基準を定めている。

新宿区景観まちづくり計画では、区分地区ごとの景観形成基準を定め、工作物として一定規模以上の屋外広告物の新設等に対し、景観事前協議を行っている。また、区分地区「新宿御苑みどりと眺望保全地区」においては、東京都屋外広告物条例に基づく基準等を定め、運用している。



2. 第二次実行計画の位置付け

新宿区は、多様な地域特性に応じた屋外広告物の景観誘導を進めるため、第二次実行計画において、「景観に配慮したまちづくりの推進」の計画事業の中で、「屋外広告物の景観誘導推進」を新規事業に位置付けた。平成26年度に屋外広告物景観誘導施策の策定、また、平成27年度からの運用開始を目標に、屋外広告物の景観誘導推進に取り組む。

3. 平成24年度の取組み

- ◆関係法令及び関連行政計画等の整理
- ◆屋外広告物等の景観分析
- ◆屋外広告物景観実態調査：歌舞伎町地区

※過去の調査

平成20年度：新宿通り沿道、神楽坂通り沿道、早大通り沿道
平成21年度：外堀通り沿道

- ◆区民ワークショップ

景観まちづくり審議会の区民代表委員（団体推薦、公募）を中心に、まち歩きや意見交換を行い、区民の視点から新宿区における屋外広告物の在り方について考える。



- ◆基本方針の策定

新宿区全域を対象とした屋外広告物の景観誘導の基本方針を定める。

- ・区全域における誘導方針（景観上の留意点、景観誘導の手法等）
- ・地域特性を活かした景観誘導を進める地区（重点地区）の選定 等